

4 農薬・動物用医薬品部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第11条第1項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(本表の3から6までのいずれかに該当するものを除く。)	○	○	有
	2	法第11条第3項に規定する、人の健康を損なうおそれのない量(いわゆる一律基準)	○	○	有
部会審議	3	法第11条第1項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(既に残留基準が設定されている物質に係る当該規格の一部改正(本表の4又は5に該当するものを除く。)に限る。) ただし、その用途、毒性等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	4	法第11条第1項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(既に残留基準が設定されている物質に係る当該規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。) ただし、その用途、毒性等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	5	農薬等の成分である物質について、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果から、法第11条第1項の規定に基づく食品中の残留基準を設定しないこととする可否	○	▲	有
	6	法第11条第1項の規定に基づき既に食品中の残留基準が設定されている農薬等の成分である物質について、当該残留基準の消除(使用実態がない場合)	○	▲	有
部会報告	7	法第11条第3項に規定する、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定	△	▲	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。